

議第47号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | | |
|---|-------------|--------------------|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 土 地 |
| 2 | 取 得 面 積 | 30,930.86 平方メートル |
| 3 | 取 得 予 定 価 格 | 111,108,840 円 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 宇治田原大石東線補助道路整備事業用地 |

(参 考)

財産の所在地 滋賀県大津市大石龍門町

財産の所有者

八幡神社

代表役員 中 井 敏 廣